

・美術学部百年史編纂室
『設備準備委員会議事録』

二 新奏樂堂建設と「奏樂堂問題」の経緯

昭和四十一年

吉村順三教授（建築科）を中心に、奏樂堂を現在地に長期計画で改築する（新しい奏樂堂を立て直す）方針が決定する。資料①

昭和四十六年

四月 国立学校施設実態調査に基づき、本学施設課が旧奏樂堂を木造危険建物と指定。

昭和四十七年

五月三十日 財団法人明治村より文書で旧奏樂堂譲渡の申入れがなされる。資料②

六月十五日 本学評議会は、全員の賛成で譲渡を決定。

十月十二日 評議会の議を経て、明治村に譲渡の回答。資料③

昭和四十九年

四月二十二日 評議会の議を経て、学長を委員長とし、両学部長を副委員長とする奏樂堂建設準備委員会が発足。二つの分科会が以下のよう

に設置される。

第一分科会（奏樂堂の目的・性格・規模などについて）。主査＝服部幸

三（音楽学部教授、楽理）。

第二分科会（奏樂堂の設計の基本に関する事項について）。主査＝山本

学治（美術学部教授、建築）。

昭和四十九年六月六日から昭和五十年二月

昭和五十年

二月二十七日 第一分科会最終会議。報告書案を審議決定。

「新奏樂堂の目的・性格・規模等について（報告）」（昭和五十年二月二十七日東京芸術大学奏樂堂準備委員会第一分科会）の冊子を作成し、評議会・両学部教授会・事務局に配布。資料④

三月二十二日～四月十一日 服部主査および山本副主査による海外六カ

国十七ホールの調査。四月十七日付で報告書がまとめられる。資料⑤

五月二十二日 奏樂堂建設準備委員会第二分科会（第一回）。資料⑥

六月五日 新奏樂堂敷地に関する会議開催。参加者＝国會議員（坂田、

海部、西岡、藤波、渡瀬秘書官）、文部省（井内大学局長、宮地会計課

長、柏木教育施設部長）、国会図書館（宮坂館長、鈴木副館長、酒井総

務部長、高橋会計課長）、東京芸術大学（福井学長、森事務局長）

七月二十一日 大学側の国会図書館上野分館敷地に新奏樂堂を建設したいとの希望に対し、国会図書館からは代替地を示すよう伝えられる。

昭和五十一年

一月二十三日 前年六月五日の会議の出席者による奏樂堂敷地に関する会議。国会図書館側は全員欠席。

四月八日 「新奏樂堂の設計の基本に関する事項について（報告）」（昭和五十一年四月八日東京芸術大学奏樂堂建設準備委員会第二分科会）の冊子を作成の上、評議会・両学部教授会・事務局に配布。資料⑦

八月 国会図書館からの代替地の要求に対し、旧東京教育大学の保谷農場および運動場を提示し、数回折衝を行った。要点は以下の四項目。

1. 国会図書館側は保谷に移転することに問題はないか。

2. 保谷の用地が筑波移転跡地であり、大蔵省および保谷市との折衝が必要であること。

3. 国会図書館法第二条で、東京都へ移管するものであることが規定されていること。

4. 公務員宿舍（世帯八戸、独身十八戸）の移転。

八月二十三日 衆議院藤波文教部会長が東京芸術大学を訪問、事務局長より概況説明。

昭和五十二年

二月一日 国会図書館上野分館敷地について、文部省会計課長、東京芸術大学事務局長と国会図書館総務部長が話し合い、保谷との交換について促進を促したが、国会図書館は促進する考えはないとの返答。

四月二十日 文部省神山企画官、管財班主査および東京芸術大学事務局長と国会図書館総務部長が保谷との交換について打合せし、協力を要請。資料⑧

昭和五十三年

四月十七日 国会図書館総務部高橋副部长と文部省会計課長、管財班主査が会談。国会図書館長が坂田代議士に対し、図書館内部で異存はないが、図書館法改正などが困難であると説明。文部省から宿舍部分の敷地一四〇〇㎡の譲渡申し入れを行い、四月中に回答を要請したが、回答はなし。(※国会図書館の敷地については、困難な問題が多いことから、大学では確保をあきらめ、以後、昭和五十六年四月まで折衝なし。)

五月十五日 東京芸術大学は、(財)明治村東京事務所と奏楽堂の明治村移転についての事務的な打合せを行う。(八月三十日、九月十九日、十二月六日、昭和五十四年七月五日、九月六日、十月十六日)

七月 昭和五十四年度概算要求 調査費 六、八〇〇千円 基本設計料 五、五〇〇㎡。

十二月七日 衆議院決算委員長 寺田熊雄氏(日本社会党)の要求により、事務局長から奏楽堂の明治村移転および新奏楽堂の建設計画について状況説明を行った。

昭和五十四年

七月一日 概算要求書内容決定(六月十一日)に伴い、建設実施のため「東京芸術大学音楽学部奏楽堂建設小委員会」(以下「奏小委」とする)が結成される。資料⑨

七月六日 「奏小委」第一回会議。

1. 委員会の発足

学長から「奏小委」の趣旨説明があり、54・7・1に実施された「奏小委」要項が示されたのち、委員長には互選の結果、服部教授が選

出された。

2. 審議方針

3. 設計発注方針

七月十二日 昭和五十五年度概算要求 建設費 二、五二七、〇〇〇千円 五、八〇〇㎡。資料⑩

八月三日 「奏小委」第二回会議。設計発注について。

八月十七日 武蔵野音楽大学「人間ホール(バッハザール)」を見学。

八月 奏楽堂保存についての文章が新聞・雑誌に掲載される。資料⑪

九月六日 「奏小委」第三回会議。資料⑫

九月二十七日 「奏小委」第四回会議。

設計業務委嘱の内容について(継続審議)、「基本設計の委嘱内容について」(覚書)。

十月十六日 明治村から財政事情により、受け入れ再建を二〜三年延期したい旨表明される。

十月十六日 社団法人日本建築学会は奏楽堂現地保存に関する要望書を学長、文部大臣、文化庁長官に提出。資料⑬⑭

十月二十九日 音楽家グループ(「奏楽堂を救う会」前身)が奏楽堂の現地保存に関する要望書を学長宛に提出。資料⑮

十月三十日 東京芸術大学福井学長、文部省・文化庁を訪問、芸大の意向を伝える。

十一月二十九日 芥川也寸志らが記者会見で奏楽堂現地保存を訴える。

翌三十日の朝刊はこの記者会見を掲載。資料⑯

十二月 「奏楽堂を救う会」が会の結成準備、会員募集を呼びかける文書を作成し送付。資料⑰

十二月 東京芸術大学昭和五十五年度予算要求にもりこまれた新奏楽堂建設費用は通過せず。

昭和五十五年

二月六日 日本建築学会が学長宛、奏楽堂の現地保存に関する要望書を提出。

二月十七日 「奏楽堂を救う会」が千七百名の会員で正式結成され、現地

保存の要望書が提出される(代表委員 芥川也寸志、黛敏郎ほか三名)。
三月 奏樂堂、全面使用禁止。

三月三日 日本建築家協会が学長宛に「奏樂堂問題についての要望書」提出。資料¹⁸

五月一日 「奏小委」第五回会議。

旧奏樂堂問題および新奏樂堂問題について次のことが確認される。

1. 旧奏樂堂存置問題について本小委員会では旧奏樂堂を学内に保存すべしとの意見は出ず。

2. 前川設計事務所的设计方針については本小委員会ですでに決定している基本線に従って進めてもらうことを希望する。

五月十五日 保存運動対策を評議会において検討。資料¹⁹

六月六日 テレビ朝日より取材願が提出される。資料²⁰

七月一日 東京芸術大学施設整備委員会規則制定。これにともない、「建築委員会規程」(二十六年八月一日施行)と「東京芸術大学音楽学部奏樂堂建設小委員会要項」(五十四年六月三十日制定)は上記規則に基づいて設置されたものとみなす。

七月 (財)明治村の財政事情が好転、昭和五十六年四月以降再建・準備が整い、受け入れ可能である旨東京芸術大学に通知があった。

七月 『昭和五十六年度概算要求書』提出。資料²¹

九月十八日 東京芸術大学の美術・音楽両教授会が、(財)明治村への譲渡について全会一致の意志統一を行ったことを受けて、これを評議会において再確認。資料²²

九月二十七日 「奏樂堂移築に関する経緯について」と題する大蔵省用説明資料が作成される。資料²³

九月二十五日 聖徳学園短期大学ホールを見学。

十月十八日 日本建築学会関東支部のシンポジウムにおいて、上野の杜保存について討論。資料²⁴

十月二十三日 評議会にて明治村移築の意義が検討される。資料²⁵

十月二十八日 東京芸術大学が「救う会」と対談、「救う会」が現地保存について現在までの経過を説明。学長は、現時点における奏樂堂の老

朽化、および教育的見地から新施設の必要性和敷地の狭隘さについて説明し、現地保存が不可能であることを表明。資料²⁶

十一月五日 田中龍夫文部大臣が東京芸術大学を視察。大学側は奏樂堂の老朽化、新奏樂堂の必要性および上野地区の敷地の狭隘などについて説明。

視察後、明治村館長と学長らの懇談の際、館長より奏樂堂保存会のようなものを作ってはどうかとの話があった。

十一月十七日 「奏樂堂を救う会」(黛、芥川、寺西氏)が田中文字部大臣に面会し、現地保存の要望を行う。

十一月二十日 評議会において明治村保存について検討。資料²⁷

十二月二日 東京新聞社説「奏樂堂の生きた保存を」。この頃新聞報道多数。資料²⁸

十二月三日 自由民主党森喜朗文教部会長および長谷川峻衆議院議員が芸大を視察(黛氏同行)。大学側は上記と同様の説明を行い、五十六年度新奏樂堂建設は、大学の総力を挙げて実施したい旨表明した。視察後、学長と黛氏が会談、明治村移転について「救う会」の協力を要請し、黛氏は十二月八日に会合を開いて返答するとのことであったが、回答はなかった。資料²⁹

十二月十八日 評議会において上記十二月三日の件について報告・検討。資料³⁰

十二月二十二日 文部省の省議を経て大蔵省まで達していた新奏樂堂建設予算は保留となる。資料³¹

十二月 「救う会」代表委員黛敏郎氏、渡辺太蔵大臣と会談。
昭和五十六年

二月四日 社団法人東京芸術大学音楽学部同声会が、鳥居忠五郎会長・酒井弘理事長名で文部省および大学に対し、「東京芸術大学奏樂堂建設促進に関する陳情書」を提出した。資料³²

三月五日 「救う会」と大学が会談。「救う会」は現地保存を主張し、

1. 運動場敷地に新奏樂堂を建設する。
2. 国会図書館上野分館用地を取得する。

3. 日暮里に所在する荒川区所有の小学校跡地を取得するとの提示があった。これに対し、学長は以下のように回答。

1. 運動場は必要である。

2. 国会図書館は時間的な見通しがない。

3. 日暮里敷地は遠隔なため常時使用する教室としては考えられない。資料³⁴

三月十六日 学部長による芸大側主張、読売新聞に掲載。資料³⁵

四月十四日 東京芸術大学事務局長が、国会図書館上野分館長と会談。

上野分館敷地について協力要請。資料³⁶

四月二十一日 東京芸術大学事務局長が、国立国会図書館総務部長と会談。事務局長は国会図書館上野分館敷地譲渡を要請したが、当面は困難であるとの回答を得た。

また、同図書館高橋総務部長の上野分館敷地についての発言（昭和五十六年二月九日付朝日新聞）について問い合わせた。総務部長は、国会図書館の増築計画が昭和五十九年九月に完成の予定であり、その後の利用計画を策定する際には、厳しい条件下ではあるが適当な代替地があれば検討の用意がある、と回答した。資料³⁷

五月十四日 美術学部長は学長宛に「新奏楽堂建設促進方」上申。資料³⁸

五月二十日 評議会において概算要求書提出のため学内の意思統一をはかる。資料³⁹

五月二十二日 東京芸術大学は国会図書館に、代替地の具体的な利用計画を照会したところ、五月二十日に検討した結果、東京芸術大学への敷地譲渡には当分の間応じられないとの館長の正式決定を伝えられる。

六月十九日 藤波代議士から国立国会図書館長と会談した結果、東京芸術大学長に、国会図書館として敷地譲渡要請には応じられないと連絡。

六月二十二日 東京芸術大学で「奏楽堂問題打ち合わせ会」開催。資料⁴⁰

六月二十三日 学友会主催学生大会において奏楽堂問題が取り上げられた。資料⁴¹

七月 五十七年度概算要求 建設費二、六八五、五〇〇千円 五、八〇〇m²。

七月一日 毎日新聞が学生の活動について関連記事を掲載。資料⁴²

七月十四日 台東区内山区長が区への奏楽堂引き取りの意向表明をする。

七月十六日 「奏小委」第六回会議 新奏楽堂の設計について。

七月十六日 台東区長の要請に対し大学側は評議会に報告、審議の結果了承された。資料⁴³

七月二十七日 台東区長、企画部長、土木部長、東京芸術大学事務局長、会計課長が会談。

大学側は現在までの奏楽堂についての経緯を説明し、上野公園移築が理想と区長が表明したことについて、区長から東京都知事への要請を希望した。

七月三十一日 台東区は東京芸術大学に、奏楽堂譲渡を文書要請する。

資料⁴⁴

八月七日 文部省管理局長、技術参事官、計画課長が台東区長と会談。

台東区長は文部省に、奏楽堂譲受けの場合の国庫補助および文化財指定の要請を行う。

八月十日 東京芸術大学は台東区に対し、奏楽堂の譲渡についての同意書を送付。

八月十一日 台東区長、東京都知事、建設局長、生活文化局長による会談。

東京都は都内に奏楽堂を移築することに協力の意志を示し、都顧問会議で決定後具体的措置をとると回答。

八月十九日 奏楽堂の台東区引き取り後、東京芸術大学関係者らによる演奏活動について大学は可能な限り協力することを台東区上条助役と東京芸術大学事務局長とで合意。

九月十日 奏楽堂敷地に関する会議が行われた。参加者＝国會議員（藤波、村上（参）代議士）、台東区（近藤企画部長、「救う会」（黨、寺西氏）、東京芸術大学（山本学長、白井事務局長、浜野学部長、西教授、

服部教授。奏楽堂移転の候補地として、学内、上野公園、谷中墓地、墨田公園などが検討された。資料⁴⁵

十月十五日 評議会で奏楽堂問題が詳しく取り上げられる。資料⁴⁶

十月二十六日 保存問題について、三者(救う会、台東区、大学)は東京都知事と都議会議長に陳情、学内保存もしくは、国会図書館上野分館敷地内への移築について協力を要請した。同時に、これらが無理な場合には、上野公園内への移築について陳情した。なお、この時「救う会」は、大学内、社会教育研究所、国会図書館上野分館敷地のいずれかに保存することを知事から文部大臣に申し入れるようさらに要請したが、学長がこれまでの検討結果から困難とした。

十月二十九日 音楽学部教授会は新奏楽堂建設推進案を可決。資料⁴⁷

十一月 学生有志による「奏楽堂を記録する会」主催の演奏会が開かれる。資料⁴⁸⁴⁹

昭和五十七年

一月二十六日 東京芸術大学学長、音楽学部長、台東区長、区議会議長、都議会議員四名、「救う会」の代表五名は東京都知事に対して奏楽堂を上野公園内に移築することを陳情。東京都側から知事、副知事、都議会議長、建設局長出席。都知事は一月中に決定したいと発言。

同日 文部省管理局長整備計画推進室長が奏楽堂を視察。大学側は東京都知事との会談について報告する。

一月二十八日 東京都副知事、文部省会計課長、教育施設部長、計画課長、東京芸術大学事務局長が会談し、副知事から上野公園保存について前向きに検討すると報告。

討議事項として

1. 文化財としての指定が条件であること
2. 上野公園内に移築する場合の経費ならびに再築後の管理について
3. 利用計画については「運営委員会」のようなものを設置し運営していくこと
4. その他、消防法、公園法、移築時期について

一月三十日 衆議院第二議員会館において奏楽堂敷地に関する関係者会

談(五者会談)。資料⁵⁰

文部省管理局長(柳川)、施設部長(斎藤)、都副知事(野村)、都議会議長(菅沼)、台東区長(内山)、救う会(黨、芥川、宍戸、藤森)、東京芸術大学長(山本)、音楽学部長(浜野)、事務局長(白井)、自民党文教関係議員(藤波、森代議士)が出席。

確認事項は次のとおり。

1. 上野公園の移築は文部省が大学の施設として行い、維持管理は大学が行う。

2. 東京都は、奏楽堂を都市公園法の「教養施設」として設置許可する。

二月一日 一月三十日の決定を受け、大学で関係者による会議。資料⁵¹⁵²

三月二十三日 学制審議会の中間答申「芸術教育研究の計画的拡充整備について——第二キャンパス構想を中心として——」(平山主査・松村副主査)が出る。

四月 旧奏楽堂準備委員会が行われ、今後の活動について協議される。資料⁵⁴

七月 美術学部施設整備委員会(西大由委員長)が、取手の土地取得に関する要望書および付帯説明書(美術学部に於けるアトリエ・工房などの使用現況と将来構想)を提出。

七月 五十八年度概算要求 旧奏楽堂移築解体費 五一七、九〇〇千円。五十八年度概算要求 建設費二、九三七、〇〇〇千円 六、五三〇㎡。

昭和五十八年

二月 文部省より特別会計での奏楽堂の移築・維持管理は困難であるとの通知。

三月三十一日 学制審議会の最終答申「芸術教育研究の計画的拡充整備について——第二キャンパス構想を中心として——」(中根主査・小泉副主査)が完成。

四月二十一日 評議会で、上記の学制審答申書が披露され、五月の両学部教授会にかけることが合意された。

四月二十六日 取手校地取得についての協議の中、校地取得から新旧奏

楽堂移転・建設へ及ぶ影響についても討議された。資料⁵⁵

四月二十八日 山本学長および白井事務局長が、台東区からの依頼を受け、台東区長を訪ねて経過説明を行い、できるかぎり無対価で奏楽堂を台東区へ譲渡したい旨申し入れを行った。譲渡を受ける旨、台東区長から口頭で回答を得る。

五月 台東区より奏楽堂の移築費用を負担する旨の申し出。

六月十六日 評議会で、昭和五十九年度の概算要求では取手の土地取得を最優先するとの方針が示され、従来施設関係の概算要求のトップに挙げられていた新奏楽堂建設要求は、一般事項に繰り下げられる方針が固まる。

六月十七日 大学から鈴木文化庁文化財保護建造物課長に対し、奏楽堂の文化財指定について再確認。

六月二十一日 鈴木文化財保護建造物課長から、奏楽堂の文化財指定については、方針の変更はない旨が回答される。資料⁵⁶

六月二十三日 「奏小委」第七回会議。

奏楽堂建設小委員会のこれまでの活動報告など。

六月二十七日 山本学長は鈴木都知事に奏楽堂移築について文書で依頼。

七月十二日 台東区長、救う会、学長が都知事を訪ね、奏楽堂移築問題の経緯を説明し、改めて協力を要請した。都知事は上野公園内（都美術館の裏側）移築に協力する旨口頭で約束。「奏楽堂は永遠である」と学長の揮毫に一同が署名する。

七月 事業主体が台東区となる。資料⁵⁷

七月 昭和五十九年度概算要求 建設費 二、九五六、五〇〇千円 六、五三〇㎡。

九月 台東区長、定例会の所信表明で奏楽堂問題について話し、区議会は上野公園への移築を前提として、奏楽堂の調査費用を承諾。

十月 奏楽堂・パイプオルガンの基本調査が開始。

十一月二十一日 国立音楽大学講堂（大・小ホール）を見学。

十二月十三日 筑波「ノバホール」を見学。

昭和五十九年

五月 大学と台東区の間で旧奏楽堂の解体についての覚書が交わされる。

五月十七日 大学主催による奏楽堂お別れの会。旧奏楽堂における最後の演奏。モーツァルト作曲ディヴェルティメントニ長調 KV 一二六。

資料⁵⁸

五月二十四日 台東区・東京芸術大学、奏楽堂解体について覚書を交わす。

七月 昭和六十年年度概算要求 建設費 二、八五六、五〇〇千円 六、五三〇㎡。

七月二十六日 東京芸術大学学長から茨城県知事および取手市長に土地取得についての依頼文書を発する。

八月 奏楽堂解体工事を開始。

八月二十一日 東京芸術大学学長、茨城県知事、取手市長、取手土地開発公社副理事長の間で取手の土地取得に関する覚書を交換。

九月十二日 洗足学園「前田ホール」を見学。

九月二十日 「奏小委」第八回会議。

洗足学園「前田ホール」、「国立音楽大学講堂」、筑波「ノバホール」の見学会に基づき、各委員が発言。

十二月 解体工事了。東京芸術大学構内に各材木・部品などが保管される。

昭和六十年

一月十七日 「奏小委」第九回会議。

洗足学園「前田ホール」でのオープニング・コンサートについて、オルガン、オーケストラ、室内楽、ピアノの各委員から発言。

三月 旧奏楽堂は解体廃材として台東区に引き渡されることとなり、台東区と大学のあいだで契約書が交わされる。資料⁵⁹

四月二十五日 臨時評議会において、音楽学部附属音楽高校の上野校地運動場への移転を前提として、奏楽堂は、一棟の建設にとどめるよう

検討する」ことが合意される。

四月 「奏楽堂のパイプオルガンをよみがえらせる会」結成。資料⁶⁰

七月 昭和六十一年度概算要求 建設費二、八五六、五〇〇千円 六、五三〇㎡。

七月 旧奏楽堂を保存しつつ活用することが検討され始める。資料⁶¹

十一月二十一日 「奏小委」第十回会議。

十二月十九日 「奏小委」第十一回会議。

委員長が作成した「奏楽堂のあり方について（素案）」に基づき、審議した。六十年四月二十五日臨時評議会の合意の線に沿い、大ホールのみ一棟とする案が提示される。

昭和六十一年

一月三十日 「奏小委」第十二回会議。

大ホールのみの一棟とし、その規模や機能などをまとめた「奏楽堂のあり方について 61・10・30」を決定。

三月 取手校地約十七万㎡のうち約十万㎡を取得。

三月二十五日 旧奏楽堂を解体廃材として台東区が受領。資料⁶²

五月二十九日 音楽学部臨時教授会で、五月十三日の臨時評議会における学長提案を受けて、附属音楽高校の上野体育館用地への移転について決議。新奏楽堂の小ホールに関して、地下式の小ホール復活の可能性について、評議会であらためて論議されることを希望する旨の決議。

五月二十九日 評議会において、上記の決議文が披露される。

七月 昭和六十一年度概算要求 建設費二、九八一、八〇〇千円 六、五三〇㎡。

九月 旧奏楽堂移築後の運営管理のため、東京都、大学、台東区、学識経験者の四者による懇談会発足。資料⁶³

昭和六十二年

三月 上野公園内東京都美術館跡地に旧奏楽堂の復元工事を完了。

三月二十七日 復元完了を祝う記念演奏会開催。

三月 取手校地約十七万㎡の用地買収を完了。

七月 昭和六十三年度概算要求 建設費二、九八一、八〇〇千円 六、

五三〇㎡。

八月 取手校地で地形測量・地質調査を行い、土木設計に入る。

九月 パイプオルガン修復工事を完了。

十月 旧奏楽堂開館。東京芸術大学百周年記念式典開催。東京芸術大学構内の旧奏楽堂跡地は記念式典の駐車場として使用される。

昭和六十三年

一月十三日 移築された旧奏楽堂が重要文化財に指定され、使われつつ保存される初の文化財となる。

平成元年

二月二十日 音楽学部長および音楽学部所属評議員の連名による要望書「奏楽堂の建設促進方について」を文部省に提出。

平成十年

三月二日 東京芸術大学奏楽堂（新奏楽堂）が旧奏楽堂跡地に竣工。

平成十一年

七月三十日 新奏楽堂にパイプオルガン竣工。

（『奏楽堂 昭和五十八年四月』、『奏楽堂 昭和五十九年』、『会計課所属年表』などにより作成）

三 関連資料

資料①

本学では新奏楽堂建設計画が具体化する以前の昭和四十一年、隣接する「国立国会図書館支部上野図書館敷地の経緯」を次のようにまとめている。

国立国会図書館支部上野図書館敷地の経緯

上野図書館は明治五年四月書籍館として設立され、その後、幾多の変遷を経て東京書籍館、文部省東京図書館、帝国図書館、国立図書館と、たびたび改称されて、国立国会図書館支部上野図書館として現在に至っている。